

# VI. 子どもと家族の福祉

「子どもと家族の福祉」を概観するに当たり、経年によるエビデンス分析は不可欠である。

その点で掲載すべき基本的な柱としての7項目に変更はない。  
本年も、「1. 所得保障、2. ひとり親家庭・婦人相談の実態、3. 家庭児童相談、4. 児童

養護、5. 子どもの障害、6. 里親・養子・児童福祉施設、7. 子ども虐待」という項目立て  
でこのテーマに必須のデータを選別し、掲載している。

ただし、本年は、新型コロナウイルス感染症COVID-19下において、子どもと家族の福祉を  
考えるに当たり多くの問題が顕在化した年でもあり、その点は特集でも分析・言及を行ってい

る。また、2016年に子どもの権利主体性を謳った児童福祉法が改正され、その具体化としての『新  
しい社会的養育ビジョン』がどのように実現されているのかとの観点から現状分析が求められ  
るとともに、度重なる児童虐待死事件を受けて行われた2019年児童福祉法等改正に伴い、そ  
の改正趣旨の浸透を検証する新たなデータも加えていくことが求められよう。

こうした観点から、今回追加したデータについて概観説明をしておく。

第一に、2節「ひとり親家庭・婦人相談の実態」には、「2. 婦人相談・ドメスティックバイ  
オレンス」の項目に「性被害の被害類型状況」(VI-2-5図)を加えた。刑法改正の観点からの重  
要なデータとして注目されているが、子どもの福祉の観点から虐待・暴力としての性被害につ  
いて一層の分析と対策が急がれる。(7節にもデータを追加している(後述「児童養護施設等に  
おける児童の被虐待経験の有無」))。

第二に、6節「里親・養子・児童福祉施設」には、「1. 里親・養護」の項目に「諸外国の要  
保護児童に占める里親委託児童の割合」、「育てられない場合の特別養子縁組利用意向」(VI  
-6-2図・3図)を加え、また、「2. 児童福祉施設」の項目に「児童養護施設等における委託時又  
は入所時の年齢別児童数」、「児童養護施設等における委託期間又は在所期間別児童数」、「児童  
養護施設等における委託経路又は入所経路別児童数」、「児童養護施設等における就学状況別児  
童数」、「児童養護施設等における児童と家族の交流状況」、「児童養護施設等における児童の今  
後の見通し」、「児童養護施設等における年長児童の高等学校・大学等への進学希望」、「児童養  
護施設等における年長児童の将来観(家庭復帰・結婚・自立)」、「児童養護施設等における障害  
等のある児童の割合」(VI-6-6表～VI-6-5図)、「「こうのとりのゆりかご」預け入れ状況とその  
背景」(VI-6-6図)のデータを加えた。

さらに、7節「子ども虐待」の項目にも、「児童養護施設等における児童の被虐待経験の有無」、  
「児童養護施設・障害児入所施設の児童における被虐待経験の種類」、「児童虐待相談対応の内  
訳の推移」(VI-7-5図～VI-7-11表)、「児童養護施設等において児童間で発生する性的な問題」(VI  
-7-14表)を加えた。

こうした6節及び7節のデータの追加により、未だ社会的理解が乏しい社会的養育の実態を  
明らかにすることで、子どもを主体とした環境作りを加速する展望を描くことができよう。

第三に、7節「子ども虐待」の項目には、「要保護児童数の推移」、「要保護児童対策地域協  
議会の構成機関」、「都道府県別市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況」(VI-7-7図～VI  
-7-16表)を加えた。2016年の法改正から2019年の法改正に至るまで、現在の児童相談所中心  
主義の限界と、それを補いそれに代わるべき地域中心主義への改革、すなわち地域の子ども関  
連機関の連携・協働による継続的な面支援の重要性が強調された改正がなされている。それが  
市区町村子ども家庭総合支援拠点制度であり、支援拠点が司令塔となって地域の要保護児童対  
策地域協議会を活用・繋いでいくことで子どもと家庭を支えていくという制度設計である。こ  
うした制度の作り込みのマネジメントと運用のマネジメントの検証がなされなければならない。

第四に、7節「子ども虐待」の項目には、「保護者の乳幼児に対する虐待行為の状況」、「保  
護者の幼少期(小学校入学前)における家族との関係」(VI-7-12表・6図)を追加した。2019年  
の法改正においては、体罰禁止が明記された。これに伴い、しつけという名の体罰・虐待をい  
かないでいかないか、禁止というだけでなく、好ましい関わり方を提案し、丁寧で継続的な伴走  
をしていくか、このような予防的な関わりに力を入れていくことが求められよう。

鈴木 秀洋